

管理美容師講習会の指定 審査基準

【事務の根拠】

○美容師法(昭和三十二年六月三日 法律第百六十三号)

第十二条の三 美容師である従業者の数が常時二人以上である美容所の開設者は、当該美容所(当該美容所における美容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、管理者(以下「管理美容師」という。)を置かなければならない。ただし、美容所の開設者が第二項の規定により管理美容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の美容所について管理美容師となることを妨げない。

2 管理美容師は、美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事し、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならない。

(昭四三法九六・追加、平八法一〇七・旧第十二条の二繰下、平一一法一六〇・一部改正)

○美容師法施行規則(平成十年一月二十七日 厚生省令第七号)

第二十三条 美容師法第十二条の三第二項の厚生労働大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる科目を教授し、その時間数が同表の下欄に掲げる時間数以上であること。

科目	時間
公衆衛生	四時間
美容所の衛生管理	十四時間

二 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識及び経験を有する者が前号の科目を教授するものであること。

イ 医師

ロ 歯科医師

ハ 薬剤師

ニ 獣医師

ホ イからニまでに掲げる者と同等の知識及び経験を有すると認められる者

三 受講者に対し、講習会の終了に当たり試験その他の方法により講習修了の認定を適切に行うものであること。

四 前号の認定を受けた者に対し、講習会修了証書を交付すること。

○管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格講習会の指定基準の運用について

(平成21年1月28日付健発第0128008号)

別添のとおり